

障がい福祉の しおり

八幡市役所 障がい福祉課

〒614-8501 京都府八幡市八幡園内75番地

電話 (075)983-2129

FAX (075)981-8080

<https://www.city.yawata.kyoto.jp/>

1 ページから 12 ページまでは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」及び「児童福祉法」に関する福祉サービスについて説明しています。

13 ページから 19 ページまでは、八幡市が独自で実施している制度などを中心に紹介しています。

20 ページからは、京都府発行の「障害者福祉のてびき」に掲載されている国・府制度の中から、補足が必要な制度について説明しています。

各項目の詳細については、お問い合わせ先までお尋ねください。

障がい福祉課の窓口では、難聴等で音声聞き取りにくい方に対し、職員の声聞き取りやすくするための機器を設置しています。また、話し言葉によるコミュニケーションのバリアフリーを目指して、指差しをして意思疎通を行う「コミュニケーションボード」を設置しています。聞こえに不自由な方だけでなく、高齢者や話し言葉によるコミュニケーションが苦手な方など、どなたでもご利用いただけます。さらに、本冊子については、点字版や拡大版をご用意しています。お気軽にお声掛けください。

(連絡先) 八幡市役所 障がい福祉課

電 話 075-983-2129

F A X 075-981-8080

インターネットからのお問い合わせは

八幡市ホームページ 各課の業務 障がい福祉課

お問い合わせフォームよりお願いします

《八幡市ホームページ》



目 次

「障害者総合支援法」による障がい福祉サービス	1
(1)障がい福祉サービスの利用者負担	1
(2)自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)の自己負担	1
(3)補装具費の支給	2
(4)軽・中等度難聴児補聴器購入等支援事業	2
(5)地域生活支援事業	2
≪相談支援事業・意思疎通支援事業(手話通訳者、要約筆記者の派遣)・日常生活用具給付事業・移動支援事業 (ガイドヘルプサービス、リフトカー派遣)・地域活動支援センター・その他事業≫	
日常生活用具種目表	4
(6)小児慢性特定疾病児童日常生活用具	11
(7)八幡市障がい者虐待防止センター	11
「児童福祉法」による児童通所サービス	12
障がい福祉サービス・児童通所サービスの事業所一覧	12
八幡市独自制度等について	13
1. 給付・補助	13
○ 自助具、介助用具、訓練用具等購入費の補助	
○ 障がい者施設への通所交通費助成	
○ 緊急通報装置の貸与	
○ 在日外国人重度障害者特別給付金	
○ おむつ代の医療費控除	
○ 住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置	
2. 貸出	14
○ 補聴機器の貸出	
○ 車いすの短期貸出	
3. 訪問・派遣	14
○ 保健師の訪問	
○ 歯科衛生士の派遣	
○ 失明者巡回生活指導員の派遣	
○ 一時的な家事援助サービス	
○ 訪問による寝具の乾燥消毒、丸洗いサービス	
4. その他	15
○ 市民図書館のサービス	
○ 自転車駐車場の利用料(定額・一時とも)の軽減	
○ 聴覚に障がいのある方の119通報手段	
○ 松花堂庭園・美術館の入館料	
○ コミュニティバスやわたの運賃軽減	

○ 市営南ヶ丘浴場の入浴料の免除	
5. 相談機関・相談員等について	17
○ 地域生活支援拠点	
○ 身体障がい者相談員・知的障がい者相談員	
6. 各協会・サークル	17
○ 八幡市身体障害者協会	
○ 八幡市視覚障がい者協会	
○ 八幡市ろうあ協会	
○ 八幡市難聴者協会	
○ TELLs+親の会 京都八幡	
○ 八幡市内のボランティア活動及びグループ	
7. お弁当の配達	19
○ フリージャ弁当	
○ 配食サービス	
「障害者福祉のてびき」(京都府発行)の補足	20
1. 医療助成制度	20
○ 重度心身障害児(者)医療助成制度	
○ 重度心身障害老人健康管理事業	
○ ひとり親家庭医療助成制度	
2. 医療保険制度	20
○ 後期高齢者医療障害認定	
3. 自動車税の種別割・環境性能割減免制度	21
4. 軽自動車税(種別割)の減免	21
5. 障害年金・特別障害給付金	21
6. 手当制度	22
○ 特別障害者手当	
○ 障害児福祉手当	
○ 経過的福祉手当	
○ 児童扶養手当	
○ 特別児童扶養手当	
7. ひとり親家庭奨学金	23
8. 心身障害者扶養共済掛金の減免	23
9. 障がい者に関するシンボルマーク	24

「障害者総合支援法」による障がい福祉サービス

(1) 障がい福祉サービスの利用者負担

ホームヘルプなどの利用に応じて、その費用の1割が利用者負担となります。利用者負担と食費等の実費は必要となりますが、低所得の方には負担を軽減する制度があります。

【障がい福祉サービス負担上限月額】

① 在宅利用者負担(成人)

所得階層区分	上限月額
生活保護	0円
市民税非課税	
市民税所得割課税 (16万円未満)	9,300円
市民税所得割課税 (16万円以上)	37,200円

② 在宅利用者負担(児童)

所得階層区分	上限月額
生活保護	0円
市民税非課税	
市民税所得割課税 (28万円未満)	4,600円
市民税所得割課税 (28万円以上)	37,200円

※同一世帯に2人以上障がい福祉サービスを利用する方がいる場合や、介護保険サービス等を併給する方がいる場合には、世帯負担が上限月額を超過しないよう軽減する制度があります。

問い合わせ先:障がい福祉課

(2) 自立支援医療(更生医療・育成医療・精神通院医療)の自己負担

市民税課税世帯の方でも、『重度かつ継続』(継続的に相当額の医療費負担が発生する場合)で統合失調症や躁うつ病などの方、免疫機能・腎臓機能・小腸機能障がいの方、心臓機能(抗免疫療法のみ)・肝臓機能(抗免疫療法のみ)障がいの方、医療保険の多数に該当する方など、別に支払い限度額が設定されています。

所得階層区分		月額上限			
		国		八幡市・京都府	
		一般	重度かつ継続	一般	重度かつ継続
生活保護受給世帯		0円			
市民税非課税	本人収入が年間80万円以下	2,500円		1,250円	
	障害基礎年金1級及び特別障害者手当のみ	5,000円			
	上記を除く	2,500円			
市民税課税世帯	市民税所得割 3万3千円未満	医療保険の負担上限額	5,000円	10,000円	2,500円
	市民税所得割 16万円未満		10,000円	18,600円	5,000円
	市民税所得割 16万円以上			37,200円	
	市民税所得割 23万5千円以上	給付対象外	20,000円	給付対象外	20,000円

※育成医療については、一部自己負担が異なります。

問い合わせ先:障がい福祉課

(3) 補装具費の支給

本市では、市民税所得割額が46万円未満の世帯の方には全額補助をしています。身体障害者手帳や医師の診断書等により判断します。

※種目によっては、京都府家庭支援総合センターの判定が必要なものや介護保険のサービスが優先される場合があります。購入後申請しても、制度は適用できません。必ず事前申請をお願いします。

問い合わせ先:障がい福祉課

(4) 軽・中等度難聴児補聴器購入等支援事業

国が定める基準額の3分の2(非課税世帯は3分の3)を助成しています。現に補聴器の購入又は修理に要した費用と国の定める額のいずれかとなります。

問い合わせ先:障がい福祉課

(5) 地域生活支援事業

障がい福祉サービス以外に、地域における障がい者の生活を総合的に支える様々な事業が地域生活支援事業です。

【本市における事業】

相談支援事業

障がい福祉サービスや地域生活支援事業の利用のサポートをはじめ、障がいのある人や、その家族の様々な相談に応じ、情報の提供や助言を行います。

名 称	所在地・電話番号	内 容
八幡市障がい者生活支援センター 803 (はちまんさん)	八幡市八幡女郎花 30-1 電話 075-983-8039 FAX 075-971-6011	障がいをお持ちの方やご家族からの相談に応じ、福祉サービスの利用援助や社会生活力を高めるための支援や情報提供、助言を行っています。 主な対象者:障がい者
相談支援事業所 Tomari(トマリ)	八幡市男山笹谷 2 番地 A-BOC24 電話 075-972-2028 FAX 075-925-8667	内容同上 主な対象者:障がい児
地域生活支援センター らいふサポート れい	八幡市男山金振 6-6 電話 075-874-6759 FAX 075-874-6769	障がいをお持ちの方やご家族からの初期相談に応じます。 主な対象者:障がい者

名 称	所在地・電話番号	内 容
障害児(者)地域療育支援センター ういる	城陽市枇杷庄中奥田 49 番地 1 電話 0774-54-3109 FAX 0774-55-5982	障がいをお持ちの方やご家族からの相談に応じ、各種在宅福祉サービスの申請・利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、各種情報提供などを総合的に行います。 主な対象者:障がい者・障がい児

問い合わせ先:障がい福祉課

意思疎通支援事業

日常生活を営むうえで意思疎通などに関して著しい困難が生じる場合、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行い、障がいをお持ちの方を支援します。

問い合わせ先:障がい福祉課

日常生活用具給付事業

日常生活を便利に又は容易にするために必要な用具の給付を行います。身体障害者手帳や医師の診断書等により判断します。購入後申請しても、制度は適用できません。**必ず事前申請をお願いします。**自己負担率については、次のとおりです。対象の用具については、4 ページの種目表をご参照ください。

所得階層区分		自己負担率
障がい者	生活保護受給世帯 本人及び配偶者が市民税非課税	負担なし
	本人が市民税非課税かつ配偶者が市民税課税	5%負担
	本人が市民税課税	10%負担
※ただし、平成 18 年 10 月から補装具から日常生活用具となった品目については5% (点字器・頭部保護帽・人工喉頭・ストマ装具・紙おむつ・歩行補助杖・収尿器)		
障がい児	保護者が市民税非課税世帯	負担なし
	保護者が市民税課税世帯	5%負担

※65歳以上の方、介護保険制度第2号の特定疾病に該当する方は、介護保険が優先となるため、対象者は介護保険制度を利用するものとします。

〈介護保険優先となる種目〉

特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、体位変換器、移動用リフト、入浴補助用具、便器、移動・移乗支援用具、居宅生活動作補助用具

問い合わせ先:障がい福祉課、高齢介護課

●のついている種目は介護保険適用優先のため、
対象者は介護保険制度を利用するものとします

日常生活用具種目表

区分	種目	対象者	性能等	支給限度 基準額	耐用 年数
介護・ 訓練 支援 用具	●特殊寝台	(対象:概ね18歳以上) ・下肢障がい2級以上 ・体幹機能障がい2級以上	腕、脚等の訓練のできる器具を付 帯し、原則として使用者の頭部及び 脚部の傾斜角度を個別に調整でき る機能を有するもの	154,000円	8年
	●特殊マット	(対象:18歳以上) ・下肢障がい1級 ・体幹機能障がい1級 上記のいずれかであって、常時介護を 要する者 ・知的障がいの程度が重度又は最重 度	褥瘡の防止又は失禁等による汚染 又は損耗を防止できる機能を有す るもの	19,600円	5年
		(対象:原則として3歳以上18歳未 満) ・知的障がいの程度が重度又は最重 度 ・下肢障がい2級以上 ・体幹機能障がい2級以上			
	●特殊尿器	(対象:原則として学齢児以上) ・下肢障がい1級 ・体幹機能障がい1級 上記のいずれかであって、常時介護を 要する者	尿が自動的に吸引されるもので、 障がい者又は介護者が容易に使用 し得るもの	67,000円	5年
	入浴担架	(対象:原則として3歳以上) ・下肢障がい2級以上 ・体幹機能障がい2級以上 上記のいずれかであって、入浴に介護 を要する者	障がい者を担架に乗せたままリフト 装置により入浴させるもの	82,400円	5年
	●体位変換器	(対象:原則として学齢児以上) ・下肢障がい2級以上 ・体幹機能障がい2級以上 上記のいずれかであって、下着交換等 に当たって、家族等他人の介助を要す る者	障がい者又は介護者が容易に使用 し得るもの	15,000円	5年
	●移動用リフト	(対象:原則として3歳以上) ・下肢障がい2級以上 ・体幹機能障がい2級以上	介護者が重度身体障がい者を移動 させるにあたって、容易に使用し得 るもの ただし、天井走行型その他住宅改修 を伴うものを除く	159,000円	4年
	訓練いす	(対象:原則として3歳以上18歳未 満) ・下肢障がい2級以上 ・体幹機能障がい2級以上	原則として付属のテーブルを付け るものとする	33,100円	5年
	訓練用ベット	(対象:原則として学齢児以上18歳未 満) ・下肢障がい2級以上 ・体幹機能障がい2級以上	腕又は脚の訓練ができる器具を備 えたもの	159,200円	8年

区分	種目	対象者	性能等	支給限度 基準額	耐用 年数
自立生活 支援用具	●入浴補助用具	(対象:原則として3歳以上) ・下肢障がい者(児) ・体幹機能障がい者(児) 上記のいずれかであって、入浴に介助を必要とする者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障がい者又は介助者が容易に使用し得るものただし、設置にあたり住宅改修を伴うものは除く	90,000円	8年
	●便器	・下肢障がい2級以上 ・体幹機能障がい2級以上	障がい者が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができる)ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く	便器 4,450円 手すり 5,400円	8年
	T字状・棒状 のつえ	・平衡機能障がい者(児) ・下肢障がい者(児) ・体幹機能障がい者(児)	つえ ①木材製 ②軽金属製	① 2,310円 ② 3,150円 いずれも ・夜光材付とした場合は 410円増 (全面夜光材とした場合は 1,200円増) ・外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は 260円増	3年
	●移動・移乗 支援用具	・平衡機能障がい者(児) ・下肢障がい者(児) ・体幹機能障がい者(児)	転倒予防、立ち上がり動作、移乗動作の補助、段差解消等の用具(手すり、スロープ等)ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものを除く	60,000円	8年
	頭部保護帽	・平衡機能障がい者(児) ・下肢障がい者(児) ・体幹機能障がい者(児) ・てんかん発作等により頻繁に転倒する知的障がい者(児) ・てんかん発作等により頻繁に転倒する精神障がい者(児)	ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの Aスポンジ、革を主材料に製作 Bスポンジ、革、プラスチックを主材料に製作	オーダーメイドの場合は価格欄の額の100%、 レディメイドは、 価格欄の額の80%の範囲内 A15,656円 B37,852円	3年
	特殊便器	上肢障がい2級以上	温水温風を出し得るもの ただし、取替えにあたり住宅改修を伴うものを除く	151,200円	8年
	火災警報器	・下肢障がい2級以上 ・体幹機能障がい2級以上 ・視覚障がい2級以上 ・聴覚障がい2級 上記のいずれかであって、必要と認められる者 (火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内の火災を煙又は熱により感知して音又は光を発し、警報ブザーで知らせ得るもの	15,500円	8年

区分	種目	対象者	性能等	支給限度 基準額	耐用 年数
自立生活 支援用具	自動消火器	・下肢障がい2級以上 ・体幹機能障がい2級以上 ・視覚障がい2級以上 ・聴覚障がい2級 上記のいずれかであって、必要と認められる者 (火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700円	8年
	電磁調理器	視覚障がい2級以上 (視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	障がい者が容易に使用し得るもの	41,000円	6年
	歩行時間延長 信号機用 小型送信機	視覚障がい2級以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	7,000円	10年
	聴覚障がい者 屋内信号装置 (サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚時計、聴覚障がい者用屋内信号灯を含む)	聴覚障がい2級 (聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で、日常生活上必要と認められる世帯)	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの ※用途が異なれば、過去10年間で、合計87,400円を上限とし、複数回申請可	87,400円	10年
在宅医療等 支援用具	透析液加温器	腎臓機能障がい3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500円	5年
	ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者(児)であって、必要と認められる者	障がい者が容易に使用し得るもの	36,000円	5年
	電気式 たん吸引器	呼吸器機能障がい3級以上又は同程度の身体障がい者(児)であって、必要と認められる者	障がい者が容易に使用し得るもの	56,400円	5年
	酸素ボンベ 運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者	障がい者が容易に使用し得るもの	17,000円	10年
	盲人用体温計 (音声式)	視覚障がい2級以上 (盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	9,000円	5年
	盲人用体重計	視覚障がい2級以上 (盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	18,000円	5年
	パルスオキシメーター	・呼吸器機能障がい者(児) ・心臓機能障がい者(児) ・呼吸器機能障がい又は心臓機能障がいと同程度の障がいを有する者 上記のいずれかであって、在宅酸素療法又は人工呼吸器装着者	障がい者が容易に使用し得るもの	157,500円	5年

区分	種目	対象者	性能等	支給限度 基準額	耐用 年数
情報意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	・音声、言語機能障がい者(児) ・肢体不自由者(児) 上記のいずれかであって、発声、発語に著しい障がいを有する者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障がい者が容易に使用し得るもの	98,800円	5年
	情報・通信支援用具	・上肢障がい2級以上 ・視覚障がい2級以上	障がい者向けパソコン周辺機器、アプリケーションソフト(注1)	100,000円	6年
	上肢障がい者用電話機器	上肢障がい2級以上かつ普通型電話機の操作が困難な者	手の指以外でもダイヤル操作がしやすいもの ①制御スイッチ、②呼気スイッチに接続することでダイヤル操作が可能となるもの	①制御スイッチ式 73,300円 ②呼気スイッチ式 84,300円	6年
	点字ディスプレイ	・視覚障がい者(児) ・視覚障がいと聴覚障がいの重度重複障がい者(原則として視覚障がい2級以上かつ聴覚障がい2級)の身体障がい者(児) 上記のいずれかであって、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500円	6年
	点字器	視覚障がい者(児)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	標準型 10,712円	7年
				携帯用 7,416円	5年
	点字タイプライター	視覚障がい2級以上 (本人が就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれている者に限る)	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	63,100円	5年
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー	視覚障がい2級以上	①音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの 又は ②音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	録音再生機 85,000円 再生専用機 35,000円	6年
	視覚障がい者用テープレコーダー	視覚障がい2級以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	23,000円	5年
	視覚障がい者用活字文書読上げ装置	視覚障がい2級以上	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者が容易に使用し得るもの	99,800円	6年
視覚障がい者用拡大読書器	視覚障がい者(児)であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの	198,000円	8年	

区分	種目	対象者	性能等	支給限度 基準額	耐用 年数
情報意思疎通支援用具	盲人用時計	視覚障がい2級以上	視覚障がい者が容易に使用し得るもの	触読時計 10,300円 音声時計 13,300円	10年
	聴覚障がい者用通信装置	・聴覚障がい者(児) ・発声、発語に著しい障がいを有する者 上記のいずれかであって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障がい者が容易に使用できるもの	71,000円	5年
	聴覚障がい者用情報受信装置	聴覚障がい者(児)であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障がい者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障がい者が容易に使用し得るもの	88,900円	6年
	人工喉頭	音声言語機能障がい者(児)であって、無咽頭、発声筋麻痺等により音声を発することが困難な者	笛式:気管孔からの呼気で笛(ゴム弁)をふるわせ、その音を口内に導いて共鳴させ、会話する装置 電動式:電氣的に作られた振動音をのどにあてて、空気の振動として伝え会話する装置	笛式 5,150円 (気管カニューレ付とした場合は3,100円増)	4年
				電動式 72,203円 (価格には、電池又は充電器を含むものであること)	5年
	視覚障がい者用ワードプロセッサ(共同利用)(貸与)	視覚障がい者(児)	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文章の作成及び音声化ができるもの	-	-
	視覚障がい者用地デジ対応ラジオ	(対象:原則として学齢児以上) 視覚障がい2級以上 (盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	地上デジタル放送、ラジオ放送の受信、緊急地震速報等について、音声で読み上げる機能を有するもの	29,000円	6年
	点字図書	主に、情報の入手を点字によっている視覚障がい者(児)	点字により作成された図書	八幡市点字図書給付事業実施要綱(平成8年八幡市告示第3号)による	-
	人工内耳用電池	(対象:児) 18歳に達する日以降の最初の3月31日までに人工内耳装用の聴覚障がい児	人工内耳に使用する電池	3,000円	月単位

区分	種目	対象者	性能等	支給限度 基準額	耐用 年数
排泄 管理 支 援 用 具	ストマ装具	・直腸機能障がい者(児) ・膀胱機能障がい者(児)	人工肛門や人工膀胱を造設した者 のためのストマ装具(消化器系及 び尿路系)	ストマ装具 (消化器系) 8,858 円 ストマ装具 (尿路系) 11,639 円	月単位
	ストマ装具 (紙おむつ等)	・脳性麻痺など脳原生運動機能障がい により、排尿もしくは排便の意思表示 が困難な者 ・3歳以上であって、①、②のいずれか に該当し、紙おむつを必要とする者 ①ストマの著しい変形もしくはストマ 周辺の著しい皮膚の糜爛のため、スト マ装具の使用が困難な者 ②先天性疾患(先天性鎖肛を除く)に 起因する神経障がいによる高度の排 尿機能障がい、又は高度の排便機能 障がいのある者及び先天性鎖肛に対 する肛門形成に起因する排便機能障 がいのある者	脳原性を原疾患とする紙おむつの 新規支給については公的な判定機 関による意見聴取が必要 (特例)ストマ装具に代えて支給する もの (月額 12,000 円の範囲) ①紙おむつ ②サラシ、ガーゼ、脱脂綿 ③洗腸装具 (耐用期間6ヶ月程度)	紙おむつ 12,000 円	
	収尿器	膀胱機能障がい者(児)	男性用:採尿器と蓄尿袋で構成し、 逆流防止装置をつけるものとする ラテックス製又はゴム製 A普通型 B簡易型 女性用:A普通型(耐久性ゴム製採 尿袋を有するもの) B簡易型(ポリエチレン製採尿袋導 入ゴム管付) 簡易型は採尿袋 20 枚を 1 組とする	A 7,931 円 B 5,871 円 A 8,755 円 B 6,077 円	1年
住宅 改 修 費	●居宅生活動作 補助用具	・下肢障がい 3 級以上 ・体幹機能障がい 3 級以上 ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変に よる運動機能障がい(移動機能障がい に限る)3 級以上 (※ただし、特殊便器への取替えをす る場合は、上記に加え、上肢障がい2 級以上に該当する者)	障がい者の移動等を円滑にする用 具で、設置に小規模な住宅改修を 伴うもの	200,000 円	-

(注1) パーソナルコンピュータを使用する際に、視覚又は上肢の障がいを有するために必要となる周辺機器及びソフトウェア

○重度視覚障がい者(児)用

アプリケーションソフト<音声入力・画面拡大・音声読み上げ・視覚障がい者用ワープロ・文字認識等>
入出力機器<点字ディスプレイ・点字プリンタ・スキャナ等>

○重度の上肢肢体不自由者(児)用

入力補助装置<ジョイスティック・大型キーボード・上肢保持装置等>

(注2) 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がいの場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障がいに準じ取扱うものとする

(注3) ストマ装具支給については、

○入院中の障がい者(児)も支給対象者とする(平成21年4月1日から実施)

○入所中の障がい者(児)も支給対象者とする(平成23年4月1日から実施)

(注4) 難病患者等は、医師の診断書等にて支給を判断する(平成25年4月1日から実施)

移動支援事業

○ガイドヘルプサービス(個別支援型)

障がい者(児)の社会生活上、必要な外出及び社会参加の際に、円滑な移動を支援します。屋外での移動に著しい制限のある視覚障がい者(児)・重度の身体障がい者(児)・知的障がい者(児)・精神障がい者(児)が対象です。

利用者負担については、市民税非課税世帯及び生活保護受給世帯を除き、事業費の2.5%となります。

○リフトカーやすらぎ号派遣(車両移送型)

車いすを使用しなければ外出が困難な重度身体障がい者を移送するため、社会福祉協議会に委託して、運行しています。

市役所など公的機関に行くとき、医療機関で受診するとき、文化教養に関する催しに参加するときなどに利用できます。利用料は無料、運行範囲は市役所を起点に概ね半径20km以内、運行時間は平日午前9時～午後5時までです。

問い合わせ先:障がい福祉課

地域活動支援センター

様々な個性をもつ障がい者が集い、創作活動や文化活動などを通じて社会との交流を促進したり、日中に活動する居場所を提供します。また、登録利用者からの相談に応じ、福祉サービスの利用援助や日々の生活についての支援や情報提供を行います。ご利用の場合には、利用申請が必要になります。

活動日:火・金・土曜日 10時～、水曜日 13時～

相談日:火～土曜日 10時～18時

問い合わせ先:障がい福祉課

八幡市社会福祉協議会地域活動支援センターやまびこ 八幡東浦5 福祉会館2階

電話 075-972-2880 FAX075-971-9197

その他事業

○ 重度身体障がい者訪問入浴サービス

介護保険非該当の重度身体障がい者(児)を対象に、居宅において入浴サービスを提供します。利用者負担については、市民税非課税世帯及び生活保護受給世帯を除き、事業費の5%となります。

問い合わせ先:障がい福祉課

○ 重症心身障がい者生活訓練事業

重度の身体障がい及び重度の知的障がいを合わせもつ方の日常生活に必要なコミュニケーションの力の向上を図るため、音楽療法による生活訓練を重症心身障がい者通所施設「社会福祉法人ディアレスト ほっと」で行っています。

問い合わせ先:障がい福祉課

○ グループワーク(精神障がい者集団指導事業)

回復途上にある精神に障がいをお持ちの方で、地域に出て活動したいが、そのきっかけがつかめずにいる方を対象にグループ活動をしています。

問い合わせ先:障がい福祉課

○ いこいの場（精神障がい者支援事業）

精神に障がいをお持ちの方の憩いの場です。ボランティアと一緒に軽スポーツをしたり、食事を作って食べたり、話をしたり、ゆったりとした時間を過ごしています。

※昼食を食べる場合は、300円の実費が必要です。

問い合わせ先：障がい福祉課

○ 日中一時支援事業

宿泊を伴わないショートステイです。日中活動の場を提供することで、家族の一時的な休息を確保し、見守りその他の支援を行うサービスです。

利用者負担については、市民税非課税世帯及び生活保護受給世帯を除き、事業費の5%となります。

問い合わせ先：障がい福祉課

○ 社会参加促進事業

障がい者スポーツ大会、障がい者作品展など、障がいをお持ちの方々の社会参加に向けた様々な事業を行っています。

問い合わせ先：障がい福祉課

(6) 小児慢性特定疾病児童日常生活用具

小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちで、かつ児童福祉法(小児慢性疾病医療支援制度を除く)、障害者総合支援法で給付が受けられない児童に日常生活用具の給付を行います。

給付用具

便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、特殊尿器、体位変換器、入浴補助用具、車いす、歩行支援用具、電気式たん吸引器、頭部保護帽、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー(吸入器)、パルスオキシメーター、ストマ(蓄便袋・蓄尿袋)、人工鼻

※利用者世帯の所得に応じた自己負担があります。

問い合わせ先：障がい福祉課

(7) 八幡市障がい者虐待防止センター

障がい者虐待の防止、早期発見、自立支援および養護者への支援を推進するため、「障がい者虐待防止センター」を障がい福祉課内に設置しています。

障がい者の虐待に関わる通報や届出、支援などの相談を「障がい者虐待防止センター」へお寄せください。(通報や届出をした人の情報は守られます)

問い合わせ先：障がい福祉課

専用ダイヤル 電話 075-983-1952 FAX075-981-8080

「児童福祉法」による児童通所サービス

児童通所サービスの利用者負担

児童通所サービスではその費用の1割と食費等の実費が必要となりますが、低所得の方には負担を軽減する制度があります。

【児童通所サービス負担上限月額】

所得階層区分	上限月額
生活保護	0円
市民税非課税	
市民税所得割課税(28万円未満)	4,600円
市民税所得割課税(28万円以上)	37,200円

※満3歳になってから初めての4月1日から3年間は、児童発達支援利用者負担が無償化されま
す。

問い合わせ先:障がい福祉課

障がい福祉サービス・児童通所サービスの事業所一覧

サービス提供事業所の一覧については、下記QRコードからご確認ください。

障がい福祉サービス 【府・京都市ホームページ】		児童通所サービス 【府・京都市ホームページ】		障がい福祉サービス等 情報検索【ワムネット】
府内 (京都市除く)	京都市	府内 (京都市除く)	京都市	全国版
				

問い合わせ先:各サービス提供事業所

八幡市独自制度等について

1. 給付・補助

○ 自助具、介助用具、訓練用具等購入費の補助

自助具とは、障がい児・者が日常生活を送る上で、障がいによってできない動作がある場合、それを補うために使われる工夫品、便利品のことです。

身体障害者手帳、療育手帳所持者又は特定疾患患者で、自助具、介助用具、訓練用具、障がいによるハンディを軽減するための用具及び危険を防止するための用具、生命を維持するために必要な器具を購入した方に対して、半額を助成します。(年間30,000円/人限度)

問い合わせ先:障がい福祉課

○ 障がい者施設への通所交通費助成

公共交通機関を利用して通所する方を対象に、年2回(9月・3月受付)、障がい者割引適用後に算出される鉄道・バス(原則、最も経済的なルート)の往復運賃の2分の1に相当する額を助成します。

◆対象者:公共交通機関を利用して、以下の「対象となる施設」へ通所する方

◆対象となる施設:

生活介護施設、自立訓練施設、就労移行・継続支援施設、地域活動支援センターⅢ型

親族による送迎の場合

なお、次のいずれかに該当する方で、公共交通機関の利用が困難であるため親族の送迎により通所する方は、公共交通機関を利用している者とみなします。

◆対象者:身体障害者手帳(肢体不自由)1級又は2級の方

療育手帳A判定の方、精神障害者保健福祉手帳1級の方

問い合わせ先:障がい福祉課

○ 緊急通報装置の貸与

相談・緊急ボタンによる病気やけがなどの緊急時の通報を24時間・365日受け付ける緊急通報装置(固定型もしくはモバイル型)を貸与します。

◆対象者:身体障害者手帳1級又は2級のひとり暮らしの方

モバイル型については固定型の緊急通報装置が設置できない方のみ対象

◆利用者負担:モバイル型の場合、市民税課税世帯の方は月額1,000円(税込)

問い合わせ先:高齢介護課

○ 在日外国人重度障害者特別給付金

国民年金制度の改正が行われた1982年(昭和57年)1月1日前に20歳に達していた等の理由により、障害基礎年金等を受けることのできない重度障がい(身体障害者手帳1～2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級)の外国人の方に、1ヶ月36,000円を給付します。所得制限あり。

問い合わせ先:障がい福祉課

○ おむつ代の医療費控除

◆対象者:おむつを購入され、介護保険制度の要介護認定を受けた、一定の要件を満たしている方

- ◆手続き:高齢介護課にあるおむつ使用証明書(医師の証明)等に医療費控除の明細書又は医療保険等の医療通知書を添えて確定申告のときに提出すると控除が受けられます。

問い合わせ先:高齢介護課

○ 住宅のバリアフリー改修に伴う固定資産税の減額措置

令和8年3月31日まで
一定のバリアフリー改修が行われた住宅
(この減額措置を受けたことがない住宅)

⇒

当該家屋について翌年度分の
固定資産税額の1/3を減額
(100㎡分までを限度)

◆要件

・新築された日から10年以上が経過し、床面積が50㎡以上280㎡以下で、次のいずれかの方が居住する住宅(賃貸住宅を除く)

- ① 65歳以上の方
- ② 要介護認定又は要支援認定を受けている方(申請時)
- ③ 障がいのある方(申請時)

・次の工事で、補助金等を除く自己負担額が50万円を超えるもの

- ① 廊下の拡幅
- ② 階段の勾配の緩和
- ③ 浴室の改良
- ④ 便所の改良
- ⑤ 手すりの取付け
- ⑥ 床の段差の解消
- ⑦ 引き戸への取替え
- ⑧ 床表面の滑り止め

※必要な手続き

納税者は改修後3ヶ月以内に工事明細書や写真等の関係書類を添付して市に申告。
(工事内容を示す書類は、建築士、登録住宅性能評価機関等による証明で代替可)
市は工事内容等を書類で確認するとともに、必要に応じて現地確認を行います。

問い合わせ先:税務課 資産税係

2. 貸出

○ 補聴機器の貸出

ベルマンドミノクラシックという聞こえを補う機器の貸出しを行います(補聴器ではありません)。また、難聴者の聞こえを支援するための設備であるヒアリンググループ(磁気誘導グループ)の専用受信機の貸出しも行っています。

◆利用料:無料

問い合わせ先:障がい福祉課

○ 車いすの短期貸出

一時的に車いすが必要な場合には、短期間(最大3ヶ月間)貸出しします。

◆利用料:無料(保証金 3,000 円 返却時に故障がなければ返金いたします)

問い合わせ先:八幡市社会福祉協議会ホームヘルパーステーション
八幡東浦5 福社会館1階 電話 075-983-1504

3. 訪問・派遣

○ 保健師の訪問

保健師が、健康に関するアドバイスを行います。

問い合わせ先:健康推進課(18歳以上)、家庭支援課(18歳未満)

○ 歯科衛生士の派遣

身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者(児)の家庭を訪問し、歯科、口腔ケアに関する相談、歯みがき指導等を行います。

問い合わせ先:障がい福祉課

○ 失明者巡回生活指導員の派遣

中途失明された方の家庭を訪問し、社会復帰・社会参加できるよう相談や助言・指導を行っています。主な内容は、日常生活やリハビリ訓練、年金に関する相談や、視覚障がい者用具の紹介などを行っています。

問い合わせ先:障がい福祉課

京都視覚障害者支援センター 京都市西京区大枝東長町1-67洛西寮内

電話 075-333-0171

○ 一時的な家事援助サービス

障がい者のいる世帯で一時的に援助が必要な場合、洗濯、掃除、買い物などの家事や相談助言のためのホームヘルパーを1世帯1事由につき1月以内(1日3時間)を限度に派遣します。

◆対象世帯:

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者、特定疾患患者のいる世帯で一時的な援助が必要と認められる低所得世帯(生計中心者の所得税額が8万円以下)

◆利用料:生活支援 1時間あたり210円、身体介護 1時間あたり420円

問い合わせ先:高齢介護課

○ 訪問による寝具の乾燥消毒、丸洗いサービス

◆対象者:

① 本市に住民票がある65歳以上の要支援・要介護認定を受けている方で、保険給付の制限等を受けておらず、入院や施設に入所されていない方

② 本市に住民票がある身体障害者手帳1級～3級、療育手帳中程度以上、精神障害者保健福祉手帳1級又は2級、特定疾患患者で、かつ入院や施設に入所されていない方

※①②とも、本人及び家族等が寝具の乾燥及び丸洗いをすることが困難である方

◆利用料:寝具乾燥・消毒 1組(3枚まで)につき…500円

丸洗い 1枚につき…400円(2枚まで)

問い合わせ先:高齢介護課(①)、障がい福祉課(②)

4. その他

○ 市民図書館のサービス

印刷文字を大きくした「大活字本」や「録音図書」「点字図書」をはじめ、弱視の方には印刷面を拡大して写し出す「拡大読書器」を備えています。

～目・身体の不自由な方のために～

・対面朗読……朗読ボランティア等が、希望の図書や活字情報を朗読します。

・電話朗読……朗読ボランティア等が、新聞、雑誌など簡易な活字情報を電話朗読します。

毎月第2水曜日(事前に予約が必要です。専用電話075-983-4646)

・送達貸出……重度の障がい、内部障がい、寝たきりなどで図書館に来ることができない

方に、自宅に図書館資料を届けるサービスです。施設にはエレベーターや車イスでも利用できるトイレ(オストメイト設置)などを設けています。

問い合わせ先:八幡市民図書館 電話 075-982-7322 FAX 075-981-8530

男山市民図書館 電話 075-982-4123 FAX 075-982-3325

○ 自転車駐車場の利用料(定額・一時とも)の軽減

石清水八幡宮駅の自転車駐車場(自転車・ミニバイク)の利用料が半額になります。手帳を提示してください。一時利用の場合は、精算機にて通常料金を支払い後、領収書と手帳の提示をもって差額を還付します。

◆対象者:身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者

問い合わせ先:石清水八幡宮駅自転車駐車場管理室

電話 075-982-0444

○ 聴覚に障がいのある方の119通報手段 ※いずれも事前登録が必要です。

① 「ファックス119」

自宅の FAX から通報できます。八幡市消防本部通信指令室で受信後、発生場所の確認等を行い、FAX で返信します。

② 「メール119」

携帯電話等のメールアドレスで通報できます。八幡市消防本部通信指令室で受信後、発生場所の確認等を行い、メールで返信します。※令和8年3月末終了予定

③ 「NET119緊急通報システム」

携帯電話やスマートフォンを利用して、チャット形式で会話ができる新しい通報手段です。このシステムでは、通報者の位置情報を取得することができるため、発生場所の確認がより容易に行えます。

問い合わせ先:消防本部通信指令室

電話 075-981-4199 FAX 075-971-5880

○ 松花堂庭園・美術館の入館料

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳所持者の方(市内在住)と、介護者1名は、庭園及び美術館は無料です。ただし、美術館で特別展を開催時の入館料は2割引になります。

問い合わせ先:松花堂庭園・美術館

電話 075-981-0010

○ コミュニティバスやわたの運賃軽減

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を提示すると、バス運賃が半額(100円※大人のみ・ICカードはPiTaPaカードを除く)になります。「バス介護付(一種)」のスタンプ表示がある場合は、介護者1名も割引が受けられます。

問い合わせ先:管理・交通課

○ 市営南ヶ丘浴場の入浴料の免除

身体障害者手帳(1級~3級)、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者は入浴料が免除されます。(市営浴場無料入浴証の交付を受けている方)

◆申請方法:市営浴場無料入浴証の交付を受けるには、該当する手帳を持参し、福祉総務課で申請が必要です。

問い合わせ先:福祉総務課

5. 相談機関・相談員等について

○ 地域生活支援拠点

障がいのある人が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けるためには、障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、様々な支援が切れ目なく提供される必要があります。こうした障がいのある人の生活を地域全体で支える体制を、地域生活支援拠点といいます。障がいのある人等の将来の悩みや緊急時の相談等を、地域生活支援拠点が中心になり、適切な機関と連携して対応します。

	事業所名	所在地	主な対象	電話 FAX
1	(福)ディアレスト 八幡市重症心身障がい児・者 地域生活支援拠点 はなみずき	八幡市八幡女郎花 30-1	障がい者	075-971-6010 075-971-6011
2	(福)朔日 八幡市地域生活支援拠点 I-BOC24(アイボックジウヨン)	八幡市八幡土井 53-3	障がい児	075-971-3811 075-971-3812
3	(福)鳩ヶ峰福祉会 八幡市障がい者地域生活 支援拠点 Malu (マル)	八幡市男山金振 6-6	障がい者	075-874-6759 075-874-6769

問い合わせ先:障がい福祉課

○ 身体障がい者相談員・知的障がい者相談員

心身障がい者の抱えている様々な問題の解決のため、身体障がい者相談員、知的障がい者相談員が相談に応じます。障がい児(者)相談日は、「広報やわた」で日時・場所をお知らせしています。相談日以外も相談に応じます。まずは、障がい福祉課までお問い合わせください。

問い合わせ先:障がい福祉課

6. 各協会・サークル

○ 八幡市身体障害者協会

身体に障がいを持つ会員同士の親睦と交流を図ったり、ボランティアの方々との楽しい交流を行っている身体障がい者協会があります。身体障がい者手帳の交付を受けている方であれば、だれでも加入できます。

○ 八幡市視覚障がい者協会

八幡市視覚障がい者協会は、日常生活での困りごとの解決のヒントや、工夫を見つける活動を通して、当事者同士の親睦を深めています。視覚障がいのある方であれば、だれでも加入できます。

○ 八幡市ろうあ協会

京都府ろうあ協会の事業に参加するとともに、ろうあ者の親睦を図るために八幡市ろうあ協会があります。手話教室の開催や手話サークルとの交流も行っています。

○ 八幡市難聴者協会

難聴者の情報交換と地域社会への参加を図るため、難聴者協会があります。要約筆記サークルの支援のもと、毎月1回定例会を開いています。一人ぼっちの難聴者を無くそうをスローガンに耳の相談会の開催や耳マークの普及に取り組んでいます。

○ TELLS+親の会 京都八幡

心身に障がいのある児者の保護者が、相互の交流はもとより関係機関と連携しタイムリーな研修やレクリエーション等の事業を実施し、さらに障がい理解啓発活動を行っています。心身に障がいのある児者の保護者ならどなたでも加入できます。

問い合わせ先:障がい福祉課

○ 八幡市内のボランティア活動及びグループ

市民の理解と関心を深め、だれもが手を取り合ってすべての人が自分らしくいきいきと暮らすことのできる地域社会を築くことを目的に活動しています。

・八幡市社会福祉協議会ボランティア活動センター

ボランティア活動センターでは、ボランティアに関する相談を随時受け付けています。また、ボランティア活動促進のための講座やイベントの開催、ボランティア保険の窓口などを行っています。

・八幡市ボランティア連絡協議会

市内を中心に活動するボランティアグループのネットワークです。

○あそぼう会(コーヒーハウスの開催・外出などで障がい者との交流)

○男山手話サークル(手話活動・聴覚障がい者との交流)

○八幡市点字サークルさわらび(点字活動・視覚障がい者との交流)

○NPO法人日曜大工ボランティアグループとんかち(お年寄り・障がい者住宅修理)

○八幡市手話サークル八望(手話活動・聴覚障がい者との交流)

○こむぎ(高齢者、障がい者及び子育てをしている方など地域の方との交流)

○八幡市要約筆記サークル「ひびき」(要約筆記活動・難聴者との交流)

○精神障がい者支援ボランティアグループフレンド(精神障がい者の支援・サロン活動)

○八幡市民図書館朗読ボランティアサークルよむよむ(朗読活動・視覚障がい者との交流)

○八幡市傾聴ボランティア「よりそい」(個人宅・高齢者施設への傾聴活動)

○話そうよ(失語症の方への支援活動及び交流)

○テレフォンボランティアグループTELちゃん(安否確認と電話による話し相手)

○おもちゃ病院やわた(壊れたおもちゃの修理)

○ほほえみ(高齢者施設への演芸活動)

○ふれあい子ども食堂(食事の提供を通し子どもを地域で守り育てていく環境作り)

問い合わせ先:八幡市社会福祉協議会

八幡東浦5 福祉会館1階

電話 075-983-4450 FAX 075-983-5798

7. お弁当の配達

○ フリージャ弁当

八幡市社会福祉協議会の事業として、調理ボランティアグループ「フリージャ」の協力のもとで、毎月1回のお弁当をお届けします。

- ◆対象者: 高齢者又は障がい者との二人暮らしで、一方が介護を必要とする方
- ◆実施日: 毎月第4木曜日(昼食)
- ◆利用料: 1世帯(2食)600円

問い合わせ先: 八幡市社会福祉協議会

八幡東浦5 福社会館1階

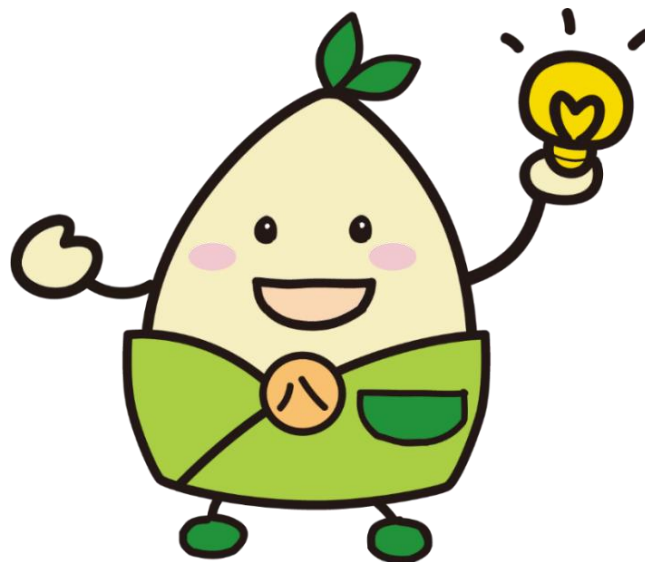
電話 075-983-4450 FAX 075-983-5798

○ 配食サービス

市内の介護老人福祉施設等で調理した昼食をお宅までお届けします。

- ◆対象者: 調理が困難な状況にあると認められる身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者又は特定疾患患者で、単身世帯、障がい者のみの世帯又はこれらに準ずる世帯に属する方
- ◆実施日: 日・祝日及び年末年始を除く毎日
- ◆利用料: 1食600円

問い合わせ先: 高齢介護課、障がい福祉課



八幡市けんこう大使『やわたん』

「障害者福祉のてびき」(京都府発行)の補足

1. 医療助成制度

医療費のうち、保険診療分における自己負担分について助成します。

○ 重度心身障害児(者)医療助成制度

◆対象者

以下の要件のいずれかに該当する者(後期高齢者医療の被保険者を除く)

- ① 身体障害者手帳1級～3級所持者
- ② 療育手帳所持者
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級及び2級の一部

◆所得制限

京都府制度と同じ(特別障害者手当、障害児福祉手当の所得基準額)

問い合わせ先:国保医療課 医療係

○ 重度心身障害老人健康管理事業

◆対象者

後期高齢者医療の被保険者で、以下の要件のいずれかに該当する者

- ① 身体障害者手帳1級～3級所持者
- ② 療育手帳所持者
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級及び2級の一部

◆所得制限

京都府制度と同じ(特別障害者手当、障害児福祉手当の所得基準額)

問い合わせ先:国保医療課 医療係

○ ひとり親家庭医療助成制度

◆対象者

重度障がい者(身体障害者手帳1級～2級・療育手帳A所持者)の子どもと配偶者(子どもが18歳の年度末まで)

◆所得制限

京都府制度と同じ(特別障害者手当、障害児福祉手当の所得基準額)

問い合わせ先:家庭支援課

2. 医療保険制度

○ 後期高齢者医療障害認定

後期高齢者医療制度は、75歳以上の方が加入する健康保険制度ですが、一定の障がいのある方については、後期高齢者医療制度へ加入することができます。

◆対象者

65歳以上75歳未満の方で、以下の要件に該当する者

- ① 身体障害者手帳1級～3級及び4級の一部(※)所持者
※4級の一部とは、音声機能障害、言語機能障害、下肢機能障害の1号(両下肢すべての指を欠くもの)、3号(下肢を下腿の2分1以上で欠くもの)及び4号(下肢の機能の著しい障害)のいずれかに該当する場合
- ② 療育手帳A所持者
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級及び2級所持者

④ 障害基礎年金の国民年金証書1級及び2級の方

問い合わせ先:国保医療課 医療係

3. 自動車税の種別割・環境性能割減免制度

障がい者のみで構成される世帯で、障がい者が所有(取得)する自動車を常時介護する者が運転する場合は、「自動車税の環境性能割・種別割減免申請書」に、八幡市障がい福祉課にて、福祉事務所長の確認印を受ける必要があります。

同じ自動車について、前年度に引き続き、減免を受ける場合には、毎年2～4月の間に京都府自動車税管理事務所から送付される「自動車税(種別割)の減免について」の照会文書(往復はがき)に、必要事項を記入し、返信用はがきにより回答してください。

申請及び問い合わせ先:京都府自動車税管理事務所、山城広域振興局税務課

京都府自動車税管理事務所 京都市伏見区竹田向代町51-7

電話 075-672-6155

山城広域振興局税務課 宇治市宇治若森7-6

電話 0774-23-5400

4. 軽自動車税(種別割)の減免

減免を受けられる人の範囲は、自動車税(種別割)(普通自動車等)の適用条件と同じです。ただし、精神障がいの程度は、1級のみ。障がい者が18歳未満の場合の所有(取得)者と運転者の関係は、障がい者本人も可。

減免の手続きは、当該年度の納税通知書、運転免許証、自動車検査証、身体障害者手帳等を持って6月の申請期間中に八幡市税務課市民税係へ申請してください。なお、年度途中の減免や自動車税(種別割)の減免と合わせて受けることはできません(どちらか1台のみ)。

問い合わせ先:税務課 市民税係

5. 障害年金・特別障害給付金

障害年金は、病気やけがによって生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方も受け取ることができる年金です。障害年金には、「障害基礎年金」「障害厚生年金」があります。病気やけがで初めて医師等の診療を受けたときに加入していた年金制度によって手続き内容が異なります。詳細については、国保医療課国保年金係またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。

また、国民年金の任意加入期間に加入しなかったことにより障害基礎年金等を受給していない障がいのある方に、福祉的措置として「特別障害給付金制度」があります。詳細については、国保医療課国保年金係へお問い合わせください。

問い合わせ先:国保医療課 国保年金係

京都南年金事務所 京都市伏見区竹田七瀬川町 8-1

電話 075-644-1165

6. 手当制度

○ 特別障害者手当

日常生活において常時特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の重度障がい者に支給される手当です。手当額等、詳細についてはお問い合わせください。

※ただし、次のいずれかに該当する方は、手当を受給できません。

- ① 障害者総合支援法で定める障害者支援施設などに入所されている方
- ② 養護老人ホーム又は特別養護老人ホームに入所されている方
- ③ 病院、診療所又は介護老人保健施設に継続して3ヶ月を超えて入院されている方
- ④ 本人、配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定額を超えている方

問い合わせ先:障がい福祉課

○ 障害児福祉手当

日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅の重度障がい児に支給される手当です。手当額等、詳細についてはお問い合わせください。

※ただし、次のいずれかに該当する方は、手当を受給できません。

- ① 障害を支給事由とする公的年金を受けることができる方
- ② 児童福祉法で定める障害児入所施設などに入所されている方
- ③ 本人、配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定額を超えている方

問い合わせ先:障がい福祉課

○ 経過的福祉手当

従来福祉手当の受給資格者のうち、特別障害者手当及び障害基礎年金のいずれも受けることができない重度障がい者に経過措置として支給される手当です。手当額等、詳細についてはお問い合わせください。

問い合わせ先:障がい福祉課

○ 児童扶養手当

ひとり親家庭の児童又は父若しくは母が、国民年金の1級障がい程度の重度障がいの状態にある家庭の児童の心身が健やかに成長するように、その家庭の生活の安定と自立の促進のため、児童の父母又は父母に代わって児童を養育している人に支給されます。手当額等、詳細についてはお問い合わせください。

※ただし、所得による支給制限及び公的年金・遺族補償との併給調整があります。

父若しくは母が重度障がいの状況にあり、手当を受給する場合は、障がいの程度を証明する書類(診断書等)が必要となります。また、その他必要な書類があります。

問い合わせ先:家庭支援課

○ 特別児童扶養手当

身体や精神に中程度以上の障がいのあるお子さんをご家庭で養育・監護されている父または母などに対し、支給されます。手当額等、詳細についてはお問い合わせください。

※お子さんの障がいの状態によって、専用の診断書、若しくは身体障害者手帳又は療育手帳の写しが必要となります。また、その他必要な書類があります。

問い合わせ先:家庭支援課

7. ひとり親家庭奨学金

ひとり親家庭(配偶者が重度障がいの場合を含む。重度障がいの程度は、児童扶養手当の基準に準じます)の児童の教育費、養育費として支給されます。なお、年度途中の申請は支給金額が減額されます。また、京都府の他の奨学金(高校生給付型奨学金等)を受給している方には、支給されない場合があります。申請方法、支給要件、支給金額等、詳細についてはお問い合わせください。

※配偶者が重度障がいの場合、障がいの程度を示す書類(障害基礎年金証書等)が必要となります。

問い合わせ先:家庭支援課

8. 心身障害者扶養共済掛金の減免

京都府では、次のような方に対して、1口目の掛金の減免を行っています。なお、八幡市では、府の減免制度に該当されない方に対して、市が独自で1口目の掛金の助成を行っています。掛金等、詳細についてはお問い合わせください。

	減免の事由	減免される額
府減免	生活保護を受けている世帯	全額減免
	前年度分の市町村民税非課税世帯	
	前年度分の市町村民税の均等割のみを納めている世帯	
	災害その他の不測の事故により、掛金を納付できない世帯	
市助成	加入者全員	1口目掛金基準額の1/3相当額を助成

問い合わせ先:障がい福祉課

9. 障がい者に関するシンボルマーク

障がい者に関するシンボルマークは、国際的に定められたものや法律に基づいているもののほか、障がい者団体が提唱しているものもあります。

下記については、八幡市役所にて配布をしています。ご希望の方は、お申し付けください。また、シンボルマークについては、八幡市ホームページに掲載していますので、ご覧ください。

各マークの詳細・使用方法は、各関係団体にお問い合わせください。

<p>ヘルプマーク</p>		<p>義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成されたマークです。</p>	<p>京都府 健康福祉部 障害者支援課 TEL 075-414-4598 FAX 075-414-4597</p> <p>配布場所 京都府庁(障害者支援課)、京都府家庭支援総合センター、京都府精神保健福祉総合センター、難病相談支援センター、各広域振興局(保健所など)、児童相談所(宇治・京田辺・福知山)、ジョブパーク(京都テルサ・北京都)、各市町村(京都市内各区役所含む)、八幡市役所(障がい福祉課、福祉総務課、高齢介護課、健康推進課、家庭支援課、生活支援課、管理・交通課)</p>
<p>ヘルプカード</p>		<p>外見からは分からないが援助や配慮を必要としている方が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したカードです。</p>	<p>八幡市 健康福祉部 障がい福祉課</p> <p>配布場所 八幡市役所(障がい福祉課、福祉総務課、高齢介護課、健康推進課、家庭支援課、生活支援課、管理・交通課)</p>



八幡市 障がい福祉課
令和7年4月改訂